



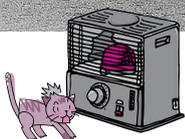
# 11月4日▶10日は秋の火災予防運動

## 忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

秋の火災予防運動期間中、消防職員と消防団員が住宅を戸別訪問し、火災予防思想の普及啓発活動を実施しますのでご理解のほどお願いします。  
消防本部予防課☎(823)4247

### 住宅防火7つのポイント

- ①寝たばこは絶対しない
- ②ストーブの側に燃えやすいものを置かない
- ③コンロに火を点けたまま離れない
- ④住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具やカーテンなどは防災品にする
- ⑥住宅用消火器などを設置する
- ⑦日頃から隣近所との協力体制をつくる



防災品マーク

### 放火されないまちづくりを！

- ▶建物の周りを整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにする
- ▶門灯や街灯をつけて暗がりなくす
- ▶物置や車庫などは施錠し、他人が侵入できないようにする
- ▶ごみ集積所には、指定された日時以外にごみを出さない



### 住宅用火災警報器で逃げ遅れを防ごう！

火災で亡くなる原因で最も多いのが「逃げ遅れ」です。逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務づけられています。



設置後は、少なくとも年2回、定期点検を行い、正常に作動することを確認しましょう。

### 障がい者を対象に住宅用火災警報器を現物で支給します

住宅用火災警報器の上限価格は15,500円で、原則、購入価格の1割は自己負担となります。購入後の申請はできません。必ず事前に、該当する手帳と印鑑を持って、障がい福祉課(市役所1階)または河辺・雄和の各市民サービスセンターで手続きをしてください。

問▶障がい福祉課☎(888)5663・FAX(888)5664

次のすべてに該当するかた  
対象

- 火災発生の感知と避難が著しく困難であるかた
- 「身体障害者手帳2級以上」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」のいずれかの障がいがあるかた
- 原則持ち家で、当該障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯のかた

### 消防イベントを開催します！

入場無料／直接会場へお越しください

- ★消防フェスタ 日時▶11月4日(日)9:30~12:00  
会場▶秋田消防署 内容▶消防車の展示、放水体験、はしご車搭乗体験、胸骨圧迫体験、煙中体験、ミニ制服・防火衣を着て写真撮影など  
問い合わせ▶秋田消防署☎(823)4100
- ★消防ふれあいフェア 日時▶11月4日(日)9:30~12:00 会場▶アルヴェ 内容▶はしご車などの車両展示、煙中体験、防災グッズプレゼントなど  
問い合わせ▶城東消防署☎(832)3404
- ★防火キャンペーン 日時▶11月4日(日)10:00~13:00 会場▶中央シルバーエリア(御所野)  
内容▶初期消火体験、煙中体験、防火衣着体験など  
問い合わせ▶秋田南消防署☎(839)9551
- ★火災予防街頭広報活動 日時▶11月5日(月)・6日(火)、7:30~8:30 会場▶土崎消防署管内の主要道路  
問い合わせ▶土崎消防署☎(845)0285

■11月4日(日)6:40~7:30、中土橋で、秋田市消防団中央地区研究会による一斉放水訓練を行います。この時間帯は、千秋公園側と広小路側のいずれからも訓練会場へ進入できませんのでご了承ください。また、周辺を消防車がサイレンを鳴らして走行します。災害と間違えないようお願いします。城東消防署☎(832)3404